

# 社会福祉法人射水市社会福祉協議会 令和8年度 事業計画

## 【基本方針】

本市においては、人口減少や少子・高齢化の進行に加え、地域のつながりの希薄化や福祉人材の担い手不足が進む中、社会的孤立や虐待、貧困の世代間連鎖などの従来の福祉制度や施策の枠組みだけでは捉えられない複合的かつ複雑化した生活課題が顕在化しています。

さらに、近年の自然災害の頻発・激甚化や能登半島地震を踏まえ、平時からの見守りや助け合いなど、住民同士の協力体制の強化が一層求められています。

このような現状を踏まえ、地域共生社会の実現を基本理念とし、県や市の福祉施策並びに、令和7年度に策定した「いみず地域共生プラン 中間見直し版」の基本目標を踏まえ、誰もが安心して暮らせる地域づくりをより一層推進していきます。加えて本会は、住民一人ひとりを地域福祉の担い手と捉え、ともに支え合う人づくりを進めるとともに、生活課題を抱える人たちを包括的に受け止め、誰一人取り残さない支援体制を進めていきます。

また、令和4年度に策定した「射水市社会福祉協議会発展・強化計画」により、個別支援体制の充実や各関係機関との連携強化、人材育成や組織基盤の強化等について継続的に取り組んでいるところです。

併せて、地域振興会や地区社会福祉協議会、災害協定締結団体など各種関係団体と連携・協働しながら、平時の福祉活動と災害時支援が連動する体制を整備し、住民主体の支え合い活動を基盤とした持続可能な地域福祉の実現に取り組めます。

## 【基本目標】

### 1 ともに支え合う人づくり

市民一人ひとりが互いに思いやり、誰もが役割を持ち活躍できる地域を目指し、地域福祉活動への理解と関心を深めるとともに参加を促進する。福祉教育や「心のバリアフリー」の推進を通じて、全ての人が福祉を身近に感じ、理解を深められる機会の充実を図る。また、地域福祉の推進を担う人材の掘り起こしや育成、次世代を担う子どもたちへの福祉教育の充実を図り、ともに支え合う人づくりを進める。

### 2 安心して暮らせる地域づくり

地域の住民主体の支え合いの組織を核とした地域支え合いネットワーク事業を推進する。併せて、全ての人の権利侵害や虐待などを防止するとともに、災害時および平時からの備えとして支援体制の整備と災害に対する理解促進を図り、みんなが安心して暮らせる地域づくりを進める。

### 3 自分らしく生活できる仕組づくり

個人や世帯が抱える生きづらさや困難さが複雑化・多様化している中で、課題を抱える方たちを包括的に受け止める体制整備を図り、断らない相談支援体制の整備や切れ目のない支援等を実施し、誰もが自分らしく生活できる仕組づくりを進める。

## 【重点取組】

### 1 住民主体の地域福祉活動の活性化支援

各地域の実情に即した地域福祉活動を、住民や地域の各種団体と協働・支援しながら活性化していくとともに、より多くの住民が地域づくりに参加できる環境整備に努めることで住民の参加意識の醸成を図る。また、従来の福祉の枠組みでは対応が困難な生活課題に対して、社会資源等の創設・改善等に取り組み、地域福祉を推進する。

### 2 包括的な相談支援体制の機能強化

障害の有無や年齢の区別なく地域住民の持つ多様化したニーズや複合的な課題を受け止め、相談や資金貸付、自己決定支援、情報提供等で、あらゆる個人や世帯の課題を包括的に支援できる相談支援体制を強化するとともに、制度の狭間にある福祉課題（ひきこもり、8050問題、ヤングケアラー等）を抱える方や支援に繋がりにくい方への伴走型支援を進め、総合相談支援体制の構築を図る。

### 3 福祉教育の推進と実践

地域住民が福祉を身近に感じ理解を深められるきっかけづくりを目的に、職員等が地域に出向き『ふくし出前講座』を推進し、次世代の地域福祉を担う人材の育成に向け、子どもから大人まで世代に応じた福祉教育の充実を図る。子どもたちが地域の多様な人々と関わりながら思いやりや共感の心を育める環境を整え、日常の中で福祉に触れる機会を創出する。こうした学びを通じて、地域福祉の理解者・実践者の裾野を広げ、ともに支え合う人づくりを進める。

### 4 多機関協働の強化と持続可能な地域福祉の推進

地域振興会や地区社会福祉協議会をはじめとした地域の各種団体及び関係機関等との連携・協働を一層深化させるとともに、平時の福祉活動と災害時の支援が連動する体制づくりを進める。併せて、職員の専門性向上や組織基盤の強化に取り組み、地域から信頼される社会福祉協議会としての役割を果たしていく。

## 【地域福祉の推進とSDGsについて】

SDGsの基本理念である「誰一人取り残さない」という視点は、地域共生社会の実現を目指す本会の方向性や地域福祉活動を推進していくための「いみず地域共生プラン」とも共通するものであることから、事業計画においてもSDGsの理念を取り入れ、地域福祉の推進に取り組んでいくものとする。

### ※参考（SDGsについて）

SDGs「Sustainable Development Goals」は、2030年に向けて世界（国連加盟193か国）が合意した「持続可能な開発目標」（2015年9月25日国連総会）。



◎SDGsの17の目標のうち、地域福祉と特に関連が大きい目標

 1 貧困をなくそう	 3 すべての人に健康と福祉を
 11 住み続けられるまちづくりを	 16 平和と公正をすべての人に

【活動方針】

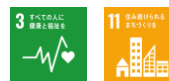
1 地域福祉活動の推進

(1) 地区社会福祉協議会の活動支援

地区社会福祉協議会活動の3つの柱（①ケアネット活動、②いのちのバトン、③避難行動支援）を中心に、地域に根ざした福祉活動を支援するとともに、それぞれの地域が抱える福祉課題解決に向けて一緒に取り組む。

また、地域のさまざまな団体や福祉人材との連携・活動の活性化を図りながら、誰もが安心して生活できる地域づくりを進める。

- ・ 地区社会福祉協議会活動推進事業
- ・ 地区社会福祉協議会運営体制支援事業
- ・ 地区社会福祉協議会活性化支援事業
- ・ 地域総合福祉推進事業
- ・ ケアネット型事業
- ・ いのちのバトン・避難行動支援事業



(2) 民生委員・児童委員との連携及び活動支援

地域住民の最も身近な相談相手であり、福祉活動の担い手でもある民生委員・児童委員の活動が円滑に推進されるよう、民生委員児童委員協議会の事務局を担い、活動をサポートし、地域が抱える生活課題を共有する。



(3) 子育て支援ネットワークの充実

子どもの健全育成のため、子育てを応援したい方と応援してほしい方それぞれが登録し、子育ての相互援助をサポートするファミリーサポートセンターを運営し、行政をはじめとする児童福祉機関と連携しながら子育てしやすい環境づくりを推進する。

- ・ ファミリーサポートセンター運営事業



(4) 地域づくりのためのネットワークの調整・構築

住民一人ひとりが役割と生きがいを持ち、災害時にも支え合える地域づくりを目指し、地区社会福祉協議会、地域振興会や自治会・町内会等の地域の多様な組織が地域福祉活動の推進に必要な情報を互いに共有し、円滑に連携ができるような関係の調整と構築を図る。

2 担い手の育成・活用

(1) 地域福祉の多様な担い手づくり

地域福祉に対する関心を深めるため、福祉教育の充実を図るとともに、地域福祉の担い手となる人材の育成・活用を通じて、地域の中で住民同士の支え合い活動が展開される環境づくりを進める。

教育機関と連携した「心のバリアフリー」を推進し、次世代の地域福



社を担う人材の育成に努める。また、子どもだけではなく、誰もが地域社会の一員である意識を持つよう、福祉に関する啓発活動や福祉活動に参加するきっかけづくりを行い、福祉意識の醸成を図る。

- ・ 福祉教育地域指定推進事業
- ・ 点訳・音訳・手話奉仕員養成事業

## (2) ボランティア活動の推進

多様化するボランティア活動や市民ニーズに対応するため、ボランティアセンターの運営体制の充実を図り、コーディネート機能の強化を進める。

また、ボランティアの魅力発信や参加機会の充実を通じて、ボランティアに関心を持つ人を増やし、誰もが参加しやすいボランティアの仕組みづくりを進め、ボランティアの活動の輪を広げる。

- ・ 養成・研修事業
- ・ 広報・啓発事業
- ・ ボランティア推進校育成支援事業
- ・ 市内ボランティア活動保険助成事業
- ・ ボランティアグループ育成支援事業



## 3 災害時の支援体制整備

災害時における迅速かつ円滑な支援体制の構築に向け、災害協定締結団体や地域の自主防災会等との定期的な意見交換を通じて平時からの協力関係の強化を図る。併せて、関係機関と連携した災害ボランティアセンター立ち上げ訓練や研修会を実施するとともに、社協が中心となり関係団体との調整を行い、地域住民や関係団体と連携した支援体制の整備を進め、地域で支え合う体制づくりを推進する。

自然災害や感染症等の発生時においても継続して福祉活動ができる体制を構築するため、「業務継続計画」を平時から意識し、定期的な点検及び見直しを実施する。

- ・ 災害救援ボランティア活動支援事業
- ・ 業務継続計画の職員周知及び災害ボランティアセンター立上訓練等の実施



## 4 多機関との協働体制の仕組づくり

地域において把握した福祉課題を多機関と共有し、課題解決策について検討を進める。

社会福祉法人をはじめ、企業・団体等と児童・障害・高齢等の分野を超えて意見交換を行うとともに、組織間の連携や他団体との協働を進め、地域の実情や福祉ニーズ等を踏まえた事業展開を図る。

- ・ 専門多職種ネットワーク促進事業
- ・ 地域公益活動推進事業



## 5 総合相談支援体制の機能強化

市をはじめ地域で様々な相談を受けとめている民生委員・児童委員や各種関係機関と連携することにより、身近なところで気軽な相談から専門的な内容まで相談することができ、相談者ニーズに対応した情報やサービスの利用しやすい仕組づくりを進める。

### (1) 包括的かつ伴走型の相談支援体制づくり

経済的な問題や既存の制度につながらない生活課題など、暮らしづらさを抱えた方の相談を包括的に受け止め、個々の状態に応じた継続的な相談支援（伴走型）の実施に努める。

- ・ 生活困窮者自立支援事業
- ・ ひきこもり支援事業
- ・ 生活福祉資金貸付事業



### (2) 権利を守る体制づくり

利用者や相談者の権利を守り、判断能力が不十分な方が地域で生活するための支援を行う。

- ・ 日常生活自立支援事業



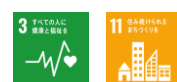
## 6 高齢者福祉の推進・質の高い介護サービスの提供

### (1) 総合的に高齢者を支える仕組づくり

高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、介護や健康、権利擁護等の相談及び支援を実施することで、地域の高齢者を包括的かつ継続的に支援する地域包括ケアの実現に向けた取組を推進する。

大島地域包括支援センターにおいては、大島地域における身近な総合相談窓口として、本会が同地域で運営する大島在宅介護支援センターを含めた各種関係機関と連携しワンチームで高齢者福祉を推進する。また、認知症に起因する社会問題も増加している中、認知症ささえ隊メイト等と協働して認知症の方にも暮らしやすい地域づくりに寄与していく。

- ・ 介護予防ケアマネジメント事業
- ・ 介護予防・日常生活支援総合事業
- ・ 権利擁護事業
- ・ 総合相談事業
- ・ 包括的・継続的ケアマネジメント事業
- ・ 生活支援体制整備事業
- ・ 認知症地域支援推進員等設置事業



### (2) 要介護者へのケアマネジメントの実施

介護を必要とする方が、自宅で適切に介護サービスを利用でき、その有する能力に応じた自立生活を営むことができるよう、公正中立で適切な支援を行う。また、介護支援専門員は、自己の専門技術や知識向上に努める。

- ・ 居宅介護支援事業



## 7 組織体制と経営基盤の強化

誰もが安心して幸せに暮らすことのできる地域づくりを推進していくため、地域福祉を推進する中核団体として、「発展・強化計画」の進行管理や課題分析を行い、組織及び財務等の経営基盤の強化を図る。



### (1) 組織体制の強化

役職員の情報共有やコミュニケーションを図るとともに、職員の自己研鑽や人材育成の取組をより強化することで、市民サービスの向上に努める。

円滑で効率良く業務を遂行するため、デジタル技術の活用や職員から事務の効率化や事業のアイデア、新規事業などの提案を募集し、魅力ある職場づくりに努める。

- ・ 発展・強化計画の進行管理及び課題分析
- ・ 職員ワーキングの開催
- ・ 職員の資質向上等を目的とする人材育成研修等の実施
- ・ ハラスメント対策及び研修の実施
- ・ デジタル技術活用のための調査・研究



### (2) 経営基盤の強化

事業活動を安定的に継続させるためには財源の確保が重要であることから、本会の取組について市民や行政、関係者からの理解が得られるよう積極的に地域活動を展開する。

また、職員一人ひとりが経営に対する意識を持ち、財源の確保や活用の在り方について検討する等、更なる経営の健全化に取り組む。

- ・ 経営改善会議の実施

#### ア 会費、寄附金等

広報誌やホームページに加えて、SNSも活用して本会の活動等を周知する。また、寄附の税優遇等も周知することで寄附文化の醸成を図る。企業訪問などを行い、積極的、戦略的に賛助会員や寄附者を募ることで、財源確保に努め経営基盤強化につなげる。

#### イ 委託金・補助金等

実施事業の状況等についての情報を行政等に提供し、情報共有に努める。また、事業効果や地域ニーズ等を包括的に検討し、委託事業及び補助事業の展開について行政等関係機関と協議を行う。

#### ウ その他の財源確保

事業の充実を目指すため、民間助成や共同募金等の財源確保に積極的に努める。



### (3) 魅力ある広報活動

市民の福祉活動への理解や市内の福祉に関する情報を発信するため、広報誌「福祉いみず」やホームページ、SNS等を活用する。また、常日頃から「職員一人ひとりが広報マン」という意識を持って、本会の役割を広く分かりやすく周知するとともに、地域福祉活動の見える化及び参加・協力の輪の促進を目指す。

- ・ 広報誌「福祉いみず」の発行

- ・ ホームページ等情報発信ツールの活用
- ・ インスタグラム等SNSの活用
- ・ 広報委員会、広報プロジェクトチームの開催



#### (4) その他の取組

市内で様々な福祉活動に携わってこられた方々の功績を称えるとともに、福祉の担い手に対する支援と市民への啓発を通じ、地域福祉の推進を図る。

また、障がいや高齢、病気等で一時的に車いすが必要な方への支援や、地域での福祉活動やボランティア活動等の活性化支援、福祉教育の推進を目的とした福祉機材の貸出及び福祉バスの運行等を行う。

- ・ 射水市社会福祉大会の開催
- ・ 車いす、高齢者疑似体験セット、レクリエーション機材の貸出
- ・ 福祉バス運行事業